

2013年度
民事訴訟法講義
秋学期 第1回

関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 送達 (98条－113条)
2. 訴訟行為の追完 (97条)

送達

- 特定の者に訴訟上の書類の内容を知る機会を与えるために、特定の者に特別の方式で書類を交付し、または交付を受ける機会を与える行為
- 命令的行為である 当事者は、送達された書類を受け取らなければならない。
- 公証的行為である 送達に際しては、伝達の確実を期し、後日の紛争を予防するために、送達報告書が作成される（[109条](#)）。

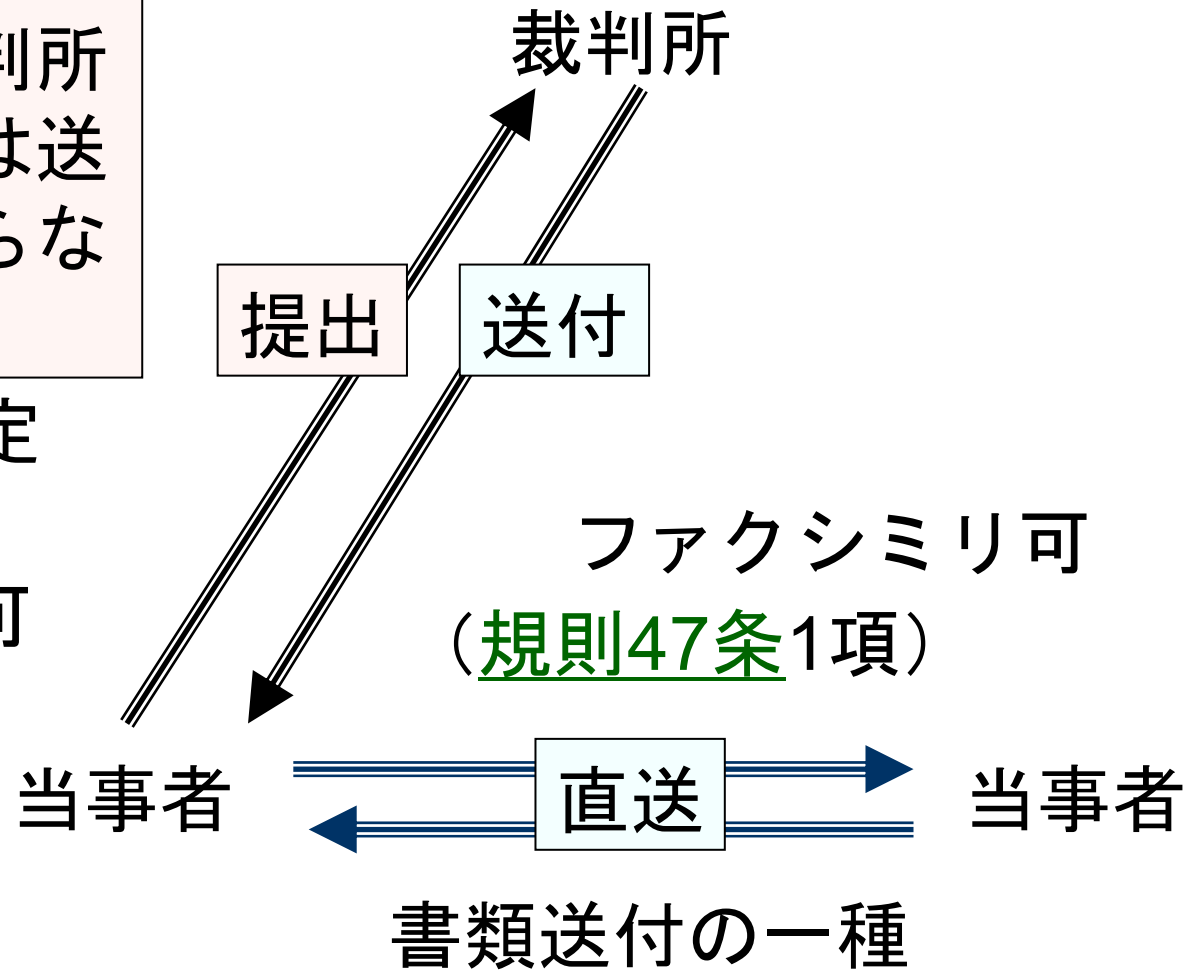
書類送付（規則47条）

- 比較的重要でない書類は、送付という方法で伝達される。ファクシミリ可。
- 当事者から当事者への直接の書類送付　これは直送とよばれる。準備書面も直送されるのが原則であるが、直送が困難である場合には、送達もできる（法161条3項・規則83条2項も参照）。
- 裁判所から当事者への書類送付

書類の送付と提出

当事者から裁判所への書類提出は送付の範疇に入らない。

規則3条1項所定の書類を除き、ファクシミリ可



送達すべき書類

- どのような書類を送達すべきかは、法令で個別に定められている（[138条](#)1項・[146条](#)3項・[143条](#)3項、[255条](#)1項など）
- 特別の定めがある場合を除き、書類の原本ではなく、正本、謄本または副本が送られる（[規40条](#)。訴状：[規則58条](#)1項、判決書：[法255条](#)2項）。
- 例外 期日の呼出状の送達は、原本をもってする（明文の規定はないが、[94条](#)の趣旨による）。

用語（1）

- **原本と写し** 作成者の意思に基づいて直接作成され、写しの元になる文書を原本といい、原本を複製した文書を写しという。
- **謄本と抄本** 原本全体の写しを謄本といい、一部の写しを抄本という。
- **謄本と写し** 謄本は、公証機関により原本全体が正しく写されたものを指す。写しは、公証機関によって作成されたのではない複製文書を指す。民事訴訟では、私人が作成する複製文書は、認証文言の有無に係わらず、写しと呼ばれる。

用語 (2)

- **正本と謄本** 正本も謄本の一種であるが、原本に代えてそれと同一の効力をもたせるために公証機関が「正本である」旨の表示を付して作成した文書である。規33条参照。
- **正本と副本** いずれも原本と同等の効力が認められるべきものとして作成された文書である。
 - 「正本」は、裁判所等の公的機関により作成された文書に用い、
 - 「副本」は、当事者またはこれに準ずる立場にある者が作成した文書に用いる。

送達を受けるべき者（受送達者・送達名宛人）

当事者に対する送達は、次の者（送達名宛人）にすることができる。

1. 当事者本人
2. 法定代理人（[102条](#)）
3. 訴訟代理人
4. 送達受取人（[104条](#)1項後段）

送達事務取扱者＝裁判所書記官（98条2項）

- 送達されるべき書類（正本・謄本）の作成・認証または受領
- 送達方法の決定、送達名宛人・送達場所の特定
- 送達実施機関（郵便または執行官）に送達依頼
- 送達実施機関から送達報告書（109条）を受領し、事件の記録の一部として保管
- 書留郵便に付する送達や就業場所での補充送達がなされた場合の通知（規則43条・44条）。公示送達がなされた場合の公告等（規則46条）。

送達実施機関

送達されるべき書類を受取人に実際に届ける者

1. 郵便業務従事者（99条。信書便事業者は107条の送達にのみ関係し、送達実施機関に含まれない）。
2. 執行官
3. 裁判所書記官（100条・107条3項・111条）

送達場所（1）

送達場所の届出がない限り（[104条2項](#)参照）、原則として次の場所です。

1. 送達名宛人の住所等（住所、居所、営業所または事務所）（[103条1項](#)本文）
2. 送達名宛人の就業場所（[103条2項](#)）
3. 法定代理人が名宛人である場合に、本人の営業所・事務所（[103条1項](#)ただし書）
法人の代表者に送達する場合に、法人の営業所・事務所を送達場所とすることができる（[37条](#)によるこの規定の準用）。

送達場所（2）

送達事務の簡便化・実効性確保のために、次の場所での送達も許されている。

1. 裁判所（[100条](#)）
2. 郵便局（[105条](#)の出會送達、または[106条](#)1項後段の補充送達） 私書箱への投入は許されない
3. その他の出會場所（[105条](#)）

送達場所の固定

送達を簡易にするために、送達場所を1つに固定することが次のように図られている。

1. 送達場所の届け出（[104条1項](#)）。
2. 前回の送達場所への送達（[104条3項](#)）

通常の送達方法

- 交付送達の原則 (101条)
- 補充送達 (106条1項・2項)
- 差置送達 (106条3項)

書留郵便等に付する送達（付郵便送達）

- 補充送達も差置送達もできない場合には、書類を書留郵便またはこれに相当する信書便に付して発送することができる（[107条](#)1項）。
- 発送の時に送達があったものとみなされる（[107条](#)3項）。
 1. 送達報告書を作成するのは発送業務を行う書記官である。
 2. 郵便物を送達名宛人へ配達できないため、裁判所に返送された場合でも、送達の効果に影響はない。

送達報告書（109条）

- 送達をした公務員（郵便業務従事者（99条2項）、執行官または裁判所書記官）は、送達報告書（送達に関する事項を記載した書面）を作成する。
- 郵便業務従事者または執行官は、これを裁判所（送達事務取扱者である裁判所書記官）に提出する。
- 送達報告書は公務員が作成する文書として保護される（228条2項、刑法155条－158条参照）。

最判平成16年11月30日

郵便業務従事者は、送達受領者から受領した旨の押印あるいは署名を受け取る。他人が送達受領者の名をかたって書類を受領して、虚偽の押印又は署名をすれば、有印私文書偽造罪を構成する。

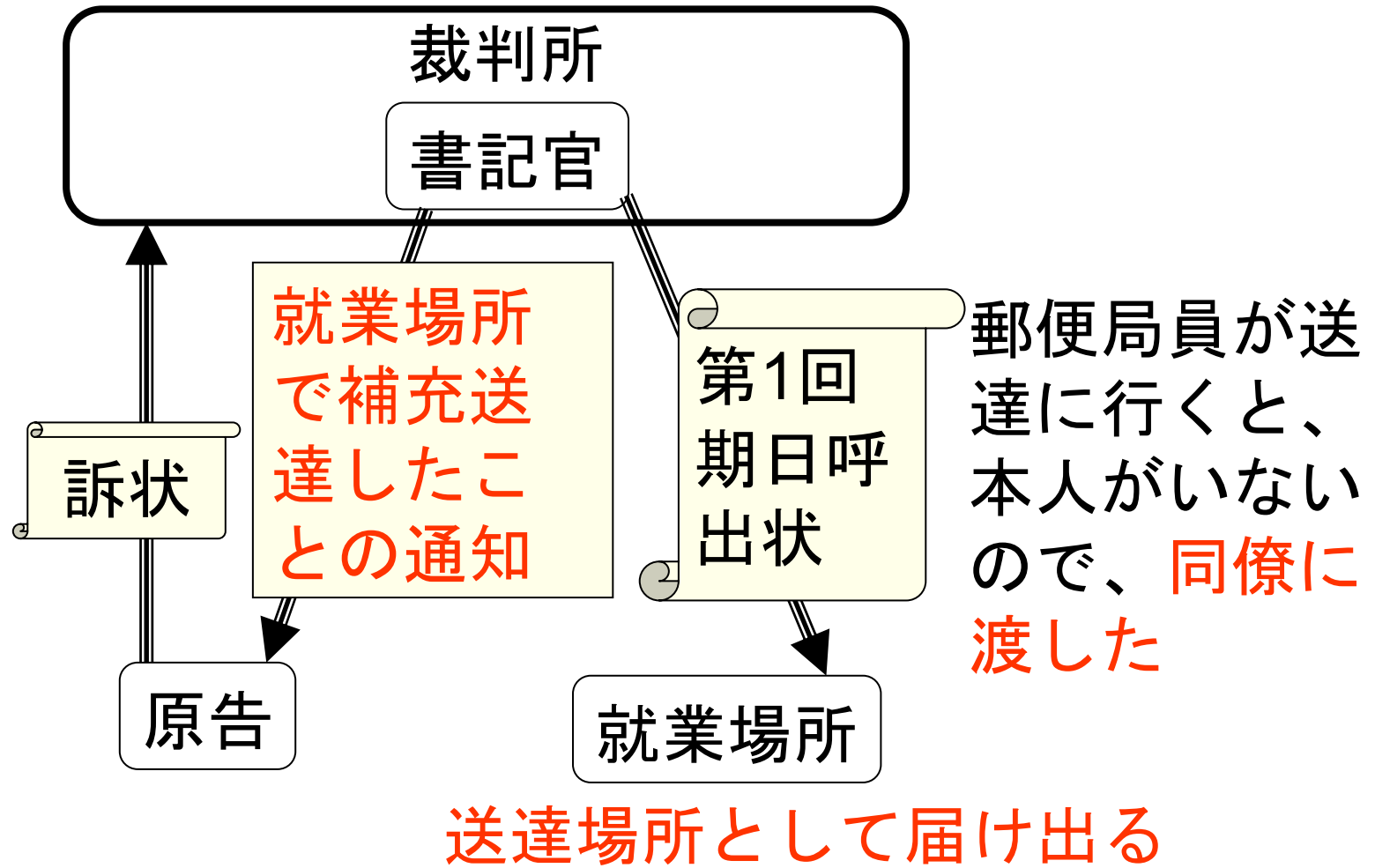
公示送達（110条以下）

- 他の送達方法をとることができない場合、あるいはそれを試みても成功しない場合には、最後の送達方法として、公示送達がとられる。
- 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示するという方法により行われる（111条）。呼出状は簡単な書類であるので、呼出状自体を掲示する（規則46条1項）。

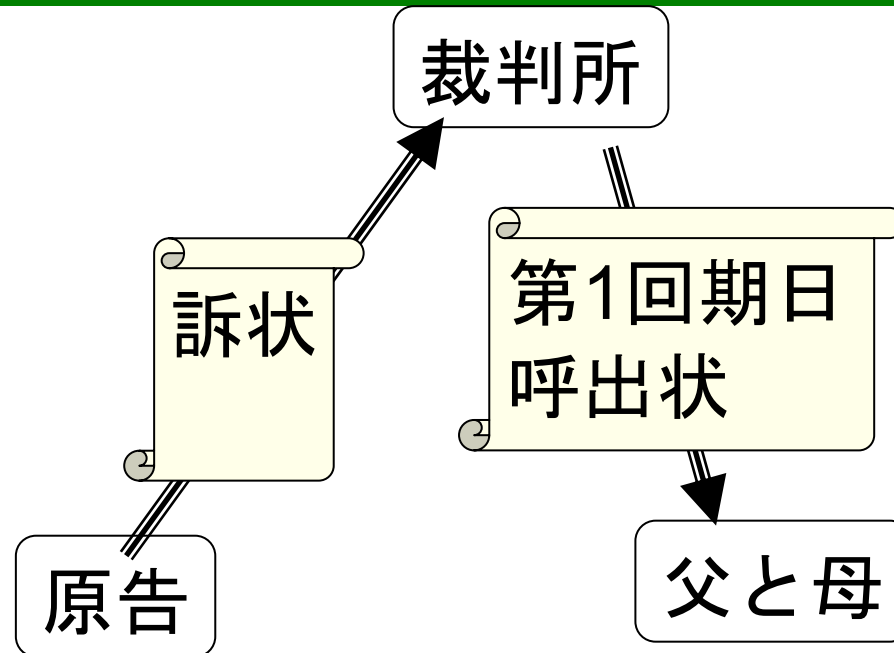
設例

- 以下の設例は、いずれも本人訴訟であるとする。
- 赤字で書かれた部分に関する条文を確認すること。

設例1



設例2



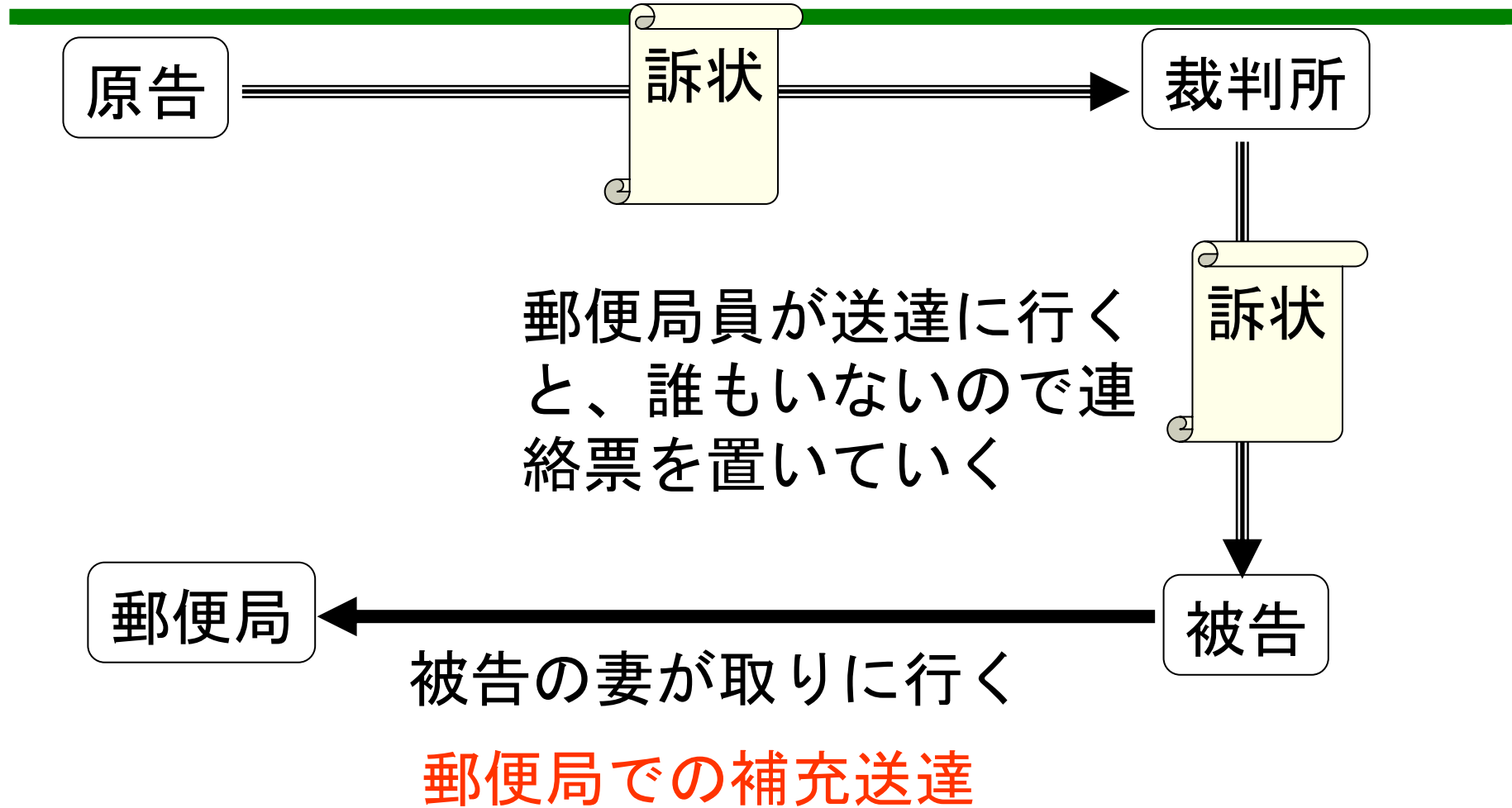
郵便局員が送達に行くと、父がいないので、**母に渡した**

会社勤めの独身
平日の昼は会社にいる

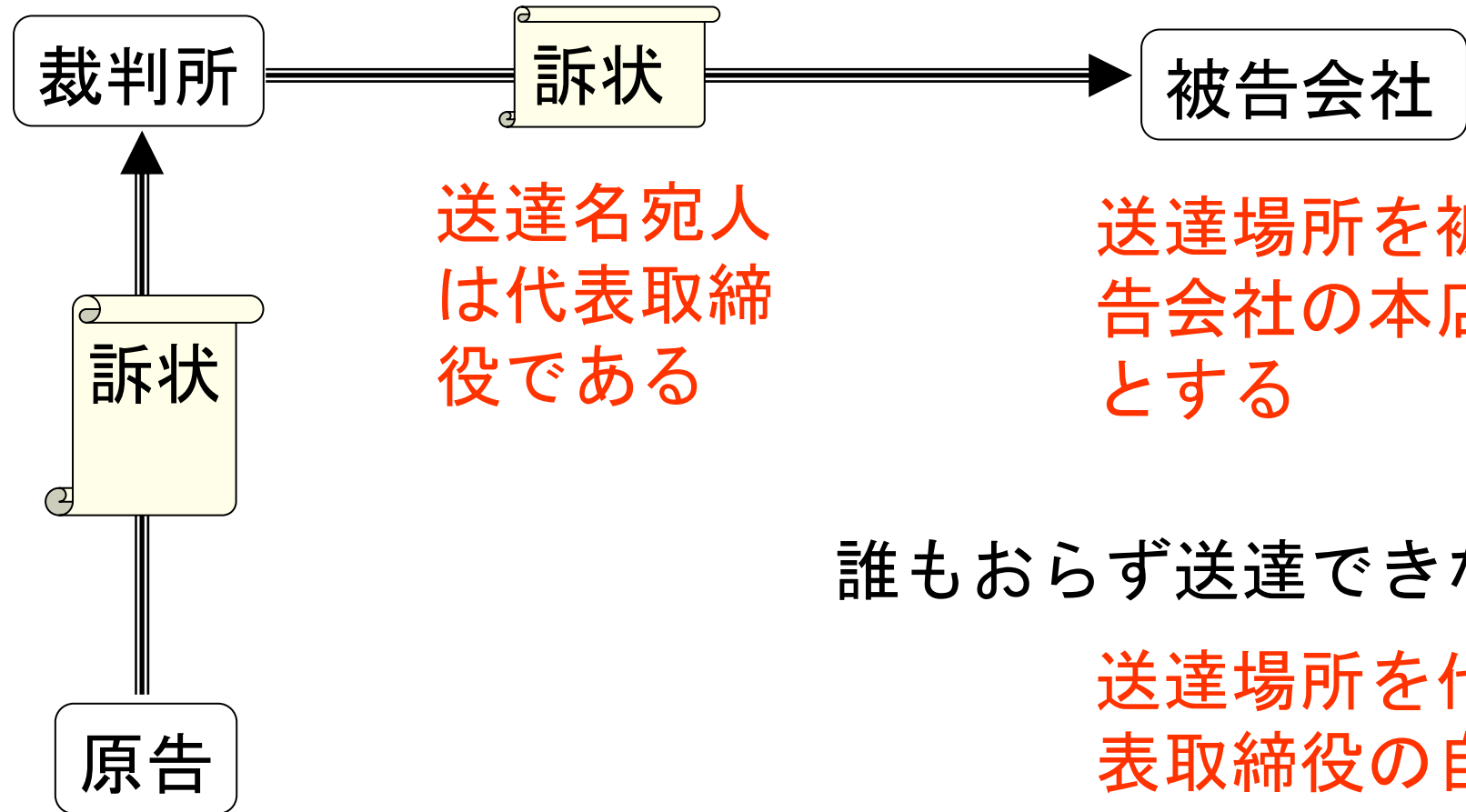
近所に住んでいる

父を送達受取人に選任

設例3



設例4



誰もおらず送達できない

送達場所を代表取締役の自宅とする

訴訟行為の追完

- 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後1週間以内（外国に在る当事者については2月以内）に限り、不変期間内にすべき訴訟行為を追完することができる（[97条](#)1項）。
- 追完は、期間徒過後に追完事由（当事者の責めに帰すことのできない不変期間不遵守の事由）を主張してその行為をすることである。

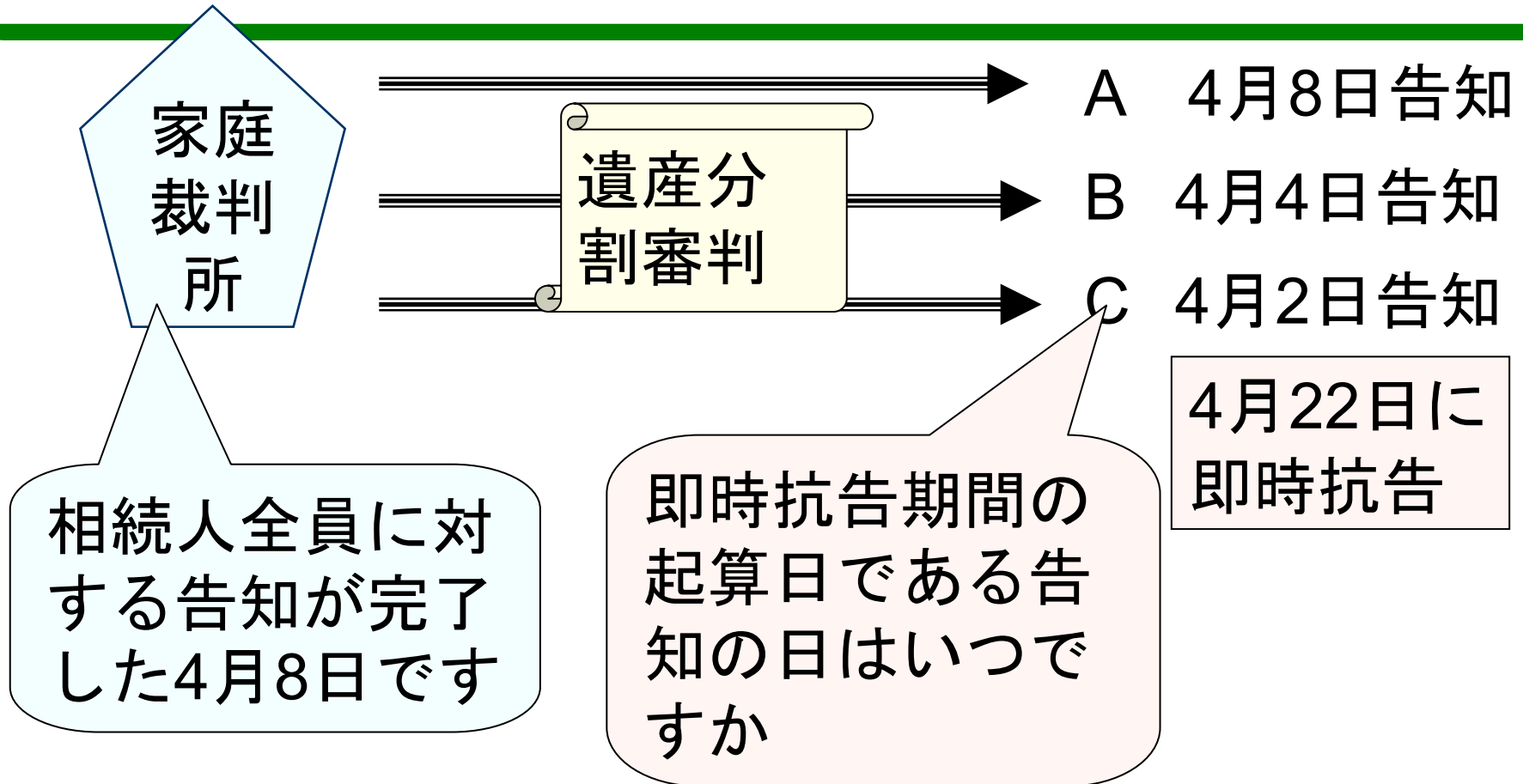
追完事由

- 天災
- 通常人の合理的予測を超えた人為的理由による通信・交通手段の遅延・途絶（訴訟行為をなすために利用した交通機関の重大事故など）
- 不変期間の起算点について判例が確立していない場合に裁判所書記官の教示に従ったこと
- 利害の対立する同居人による送達書類の隠匿

非追完事由

公示送達あるいは付郵便送達がなされたために当事者が送達書類を了知することができなかったこと自体は、追完事由にはならない。この理由による追完を認めれば、これらの送達制度が機能しなくなるからである。

設例1



家事審判法14条により即時抗告期間は2週間

最決平成15年11月13日 (1)

即時抗告の起算日

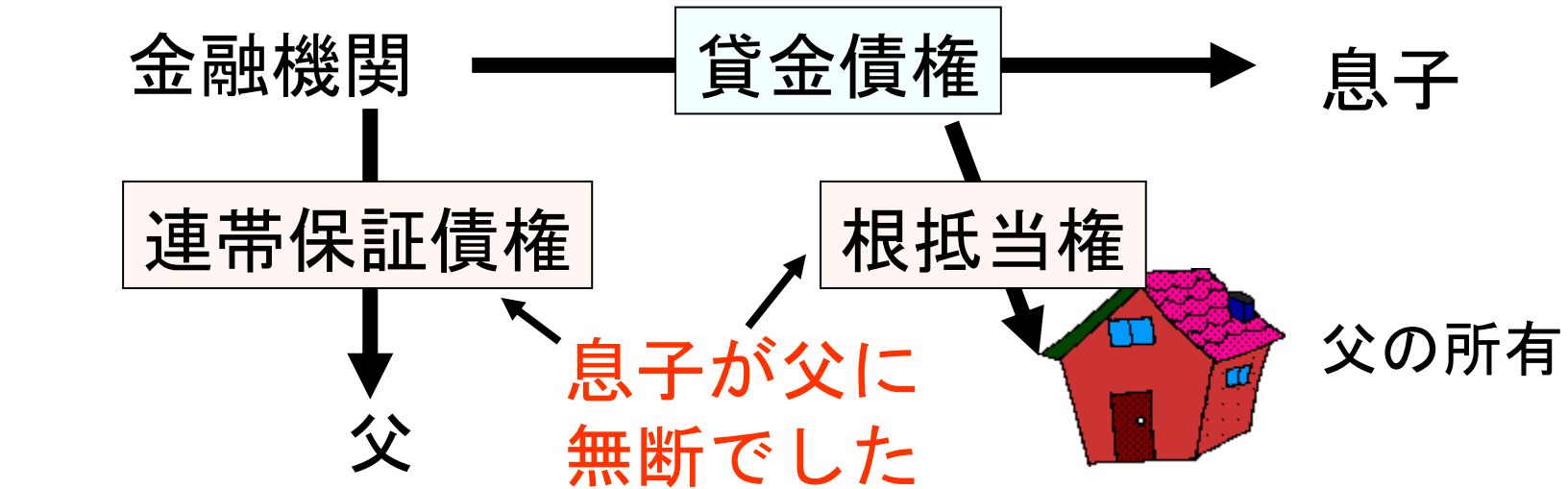
遺産分割申立てについての審判に対する即時抗告期間は、審判の告知の日が各相続人ごとに異なる場合でも、各相続人が審判の告知を受けた日から進行する。

最決平成15年11月13日 (2)

追完肯定

1. 即時抗告期間に関して最高裁判例がなく，家庭裁判所において，告知を受けた日のうち最も遅い日から全員について一律に進行すると解する取扱いも相当広く行われていて，
2. 抗告人が家庭裁判所に問い合わせた際に，裁判所書記官が，この取扱いを前提とする趣旨の回答をし，
3. 抗告人がこの回答に基づき，その日から2週間以内に即時抗告をしたという事情がある場合は，
 - 追完を認めるのが相当である。

設例2



息子が訴状も一審判決も受領して隠匿した

控訴期間経過後に



東京高判平成6年5月30日 (1)

補充送達は有効

送達機関が、送達を実施するに際し、送達名宛人と同居者との間の事実上の利害関係の有無を、外形から明瞭に判定することは極めて困難であり、そのように外形上客観的に明らかでない事情によって送達の効力が左右されるとすることは、手続の安定を著しく害することとなるから、右両者間に事実上の利害の対立関係がある場合であっても、同居者の送達受領権限は否定されない。

東京高判平成6年5月30日 (2)

追完肯定

- 控訴人が高齡でその経歴を考慮すれば自ら訴訟追行することは期待できず、
- また、弁護士を訴訟代理人に選任するだけの資力を有しなかったことを考慮して、
- 控訴の追完期間の始期が、控訴人が法律扶助決定の通知を受けて訴訟代理人弁護士を委任する状態となった日とされた。